

# 第三地区まちづくり（住民自治）協議会だより

■第6号 平成22年4月15日

■発行 第三地区まちづくり(住民自治)協議会

## 自治会活動保険に加入しました

## 万が一のときでも安心です

第三地区住民自治協議会では、各町の活動や住民自治協議会の活動を円滑にすすめるため、自治会と地区内に居住する住民を対象とする「自治会活動賠償責任保険」に第三地区全町で加入しました。

### 【内容】

- 賠償責任 1億円
- 傷害 死亡・後遺障害 300万円
  - 入院 日額 2,000円
  - 通院 日額 1,000円
- 傷害見舞い費用 10万円
- 費用損害 50万円

イラスト

具体的には以下のような保険の範囲になっています。

- ① 自治会の賠償責任
  - ・自治会の活動や行事の運営に起因する偶然な事故に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害
- ② 住民の皆様の賠償責任
  - ・住民の皆様が自治会活動に従事あるいは参加している間に生じた偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害
- ③ 傷害
  - ・住民の皆様が自治会活動等に従事あるいは参加している間に急激かつ偶然な事故により死亡あるいは身体に傷害を被った場合
- ④ 傷害見舞い費用
  - ・自治会行事に参加中の来賓等（地区内住民以外の者）が被った傷害に対して自治会が見舞い金を支払う場合
- ⑤ 費用損害
  - ・自治会行事が中止、延期となったことにより損害を被った場合

裏面へつづく

**【保険期間】**

平成22年 3月 1日 から 平成23年 3月 1日 まで

\*期間満了後、更新する予定です。

**【取扱い保険会社】**

三井住友海上火災保険代理店 ㈱長野フィナンシャルホールディングス

長野市南千歳1-3-7 アイビススクエア2F TEL 228-7788

**万一事故などに遭われた場合、まずは区長さんにご連絡を**

※ 仮に地区内に居住しない方が傷害を被った場合には、傷害保険の対象となりません。  
自治会保険とは別にレクリエーション保険や行事ごとに加入する普通傷害保険による  
対応が考えられます。

なお、地区内に居住しない方が傷害を被った場合は、8日以上入院した場合には、  
傷害見舞い金をお支払いします。

☆ ☆ ☆ ★ ☆ ☆ ☆ ★ ☆ ☆ ☆ ★ ☆ ☆ ☆ ★ ☆ ☆ ☆ ★ ☆

**もんぜんぷら座に合同事務所がオープンしました！**

第一地区から第五地区の住民自治協議会合同事務所がもんぜんぷら座8階にオープンしま  
した。多くの住民の皆様にご親しまれるコミュニケーションの場になればと思っています。

お気軽にお立ち寄りください。

《住 所》長野市大字南長野新田町1485-1 もんぜんぷら座8階

**テーブルカット写真 DSC0185**

開所式の模様